

意思決定後

美里町過疎地域持続的発展計画 (案)

令和3年 月

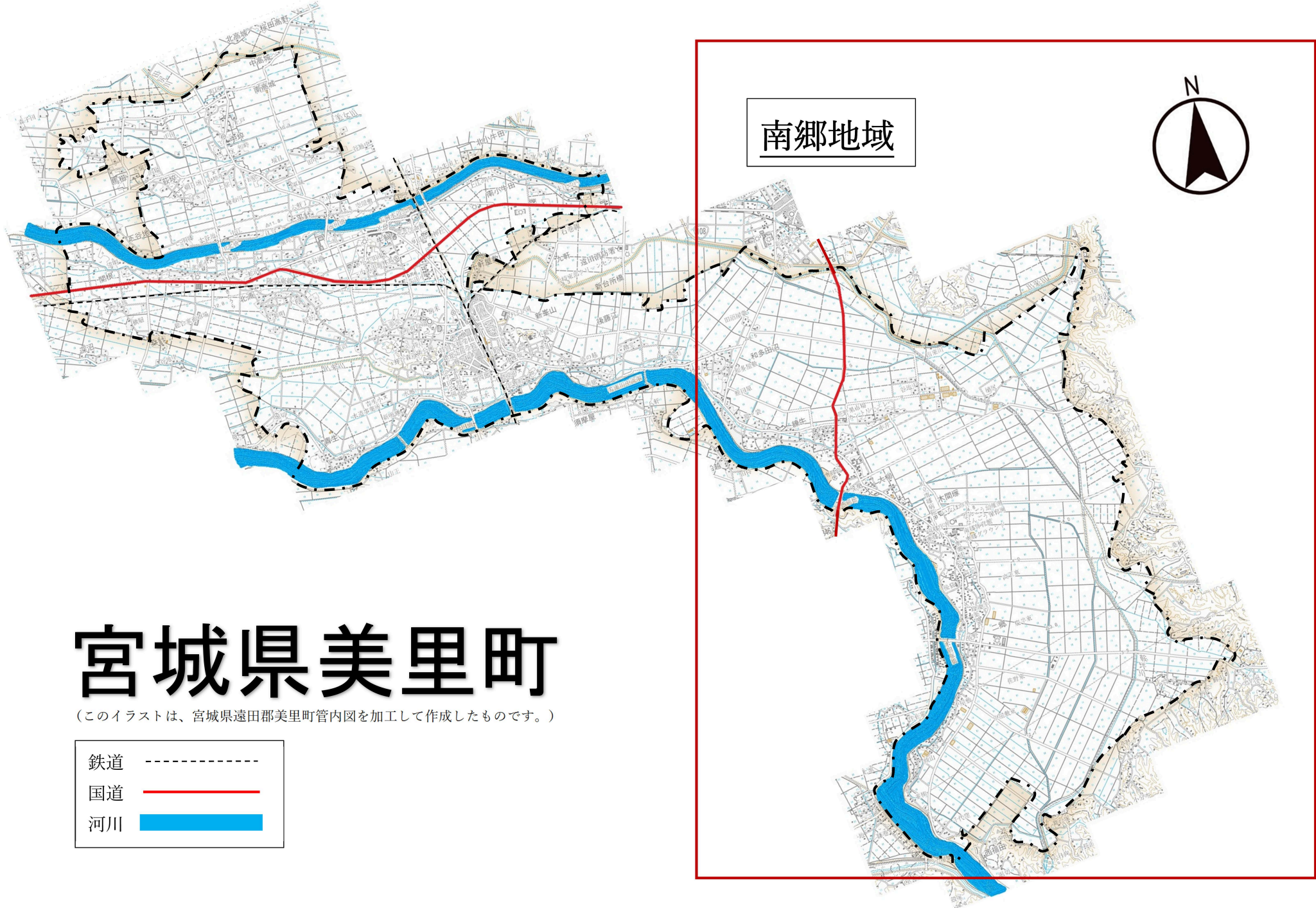
宮城県美里町

はじめに

国では、これまで人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域を「過疎地域」と定め、これに対して総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることを目的に「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日制定、法律第15号）」（旧過疎法）を制定し、これにより全国的な過疎対策を行ってきました。この旧過疎法が令和3年3月末日で期限を迎えたことから、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日制定、法律第19号）」（新過疎法）を制定し、引き続き過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指しています。

このたび、新過疎法において過疎地域の要件が見直され、旧過疎法では長期要件として45年間の人口減少率32パーセント以上（ほか特例有）または中期要件として25年間の人口減少率21パーセント以上のいずれかに該当する市町村が過疎地域とされていたものが、新過疎法においては長期要件として昭和50年から平成27年まで40年間の人口減少率28パーセント以上（ほか特例有）または中期要件として平成2年から平成27年まで25年間の人口減少率21パーセント以上のいずれかに該当する市町村（平成の合併前の旧市町村含）が過疎地域とされました（このほか財政力要件等要）。これにより、美里町南郷地域（旧南郷町（人口減少率23.9パーセント））が中期要件に該当することとなり、一部過疎地域となりました。

町では、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略を策定し将来目標として将来像と目標人口を掲げ、その実現のために各種施策に取り組んでいますが、今後は、一部過疎となった南郷地域の過疎対策に取り組む必要があります。少子高齢化の進展等により、令和7年4月には町内3つの中学校を統合、小牛田地域に新たな中学校を建設する計画も進行しており、再編後の地域づくりについても検討を進めなければなりません。新過疎法の適用による国の財政措置を活用することにより、これまで実施が困難だった事業や立地企業の設備投資への税制優遇措置の実施など、南郷地域が持続的に発展するための取組を推進するため、この美里町過疎地域持続的発展計画を策定いたします。



南郷地域



宮城県美里町

(このイラストは、宮城県遠田郡美里町管内図を加工して作成したものです。)

- 鉄道 
- 国道 
- 河川 

美里町過疎地域持続的発展計画

目 次

1	基本的な事項.....	1
	(1) 美里町の概況.....	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向.....	4
	(3) 美里町が行財政の状況.....	6
	(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	7
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	8
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	9
	(7) 計画期間.....	9
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	9
	(1) 現状と問題点.....	9
	(2) その対策.....	10
	(3) 事業計画（令和3年度～7年度）.....	10
3	産業の振興.....	11
	(1) 現状と問題点.....	11
	(2) その対策.....	14
	(3) 事業計画（令和3年度～7年度）.....	16
	(4) 産業振興促進事項.....	18
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	19
4	地域における情報化.....	19
	(1) 現状と問題点.....	19
	(2) その対策.....	19
	(3) 事業計画（令和3年度～7年度）.....	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保.....	20
	(1) 現状と問題点.....	20
	(2) その対策.....	20
	(3) 事業計画（令和3年度～7年度）.....	21
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	23
6	生活環境の整備.....	23
	(1) 現状と問題点.....	23
	(2) その対策.....	24

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
(1) 現状と問題点	25
(2) その対策	27
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
8 医療の確保	29
(1) 現状と問題点	29
(2) その対策	29
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30
9 教育の振興	30
(1) 現状と問題点	30
(2) その対策	32
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
10 集落の整備	33
(1) 現状と問題点	33
(2) その対策	34
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
11 地域文化の振興等	34
(1) 現状と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	35
12 再生可能エネルギーの利用の推進	35
(1) 現状と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	35
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	36
(1) 現状と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	36
◎ 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	37

美里町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 美里町の概況

ア 美里町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

宮城県北東部に位置する美里町は、平成18年1月1日に遠田郡小牛田町、南郷町2町が新設合併し誕生した町です。宮城県北部に広がる大崎平野の南端に位置し、平たんな土地が約75km²にわたって広がっています。山がない平たんな土地に加え、奥羽山脈から流れる鳴瀬川と江合川の恵みを受けた肥沃な沖積平野では、古くから稲作が盛んに行われてきました。平成29年には「大崎耕土の巧みな水管理による水田農業システム」として、未来に残すべき「生きた遺産」として世界農業遺産に認定されています。

旧小牛田町（小牛田地域）は、町を南北に縦断する東北本線を中心に、陸羽東線、石巻線が接続するターミナル駅（JR小牛田駅）を持つ町です。JR小牛田駅は古川方面からの米を中心とした農産物、石巻方面からの海産物などがここを經由して東京方面へ運ばれたことから、鉄道の町として栄えました。また、大崎地域の工業、物流、産業の中心都市である旧古川市（大崎市古川）に接する地理的条件とJR小牛田駅の利便性を生かし、住宅供給地としての役割も担ってきました。こうした中、平成6年9月に大崎地方拠点都市地域の拠点地区に指定され、平成11年には小牛田駅東部土地区画整理事業により約670戸の住宅地も整備されました。

旧南郷町（南郷地域）は1級河川の鳴瀬川の左岸に沿って形成された町で、総面積の4分の3を水田が占め、畑は少なく山林原野もほとんどない典型的な田園地帯であり、銘柄米「ひとめぼれ」や「ササニシキ」をはじめ、大豆や小麦の産地としても有名です。また、交流宿泊施設「でんえん土田畑村」や農産物直売所「花野果市場」のほか、温水プールや野球場などの公共施設も充実しています。

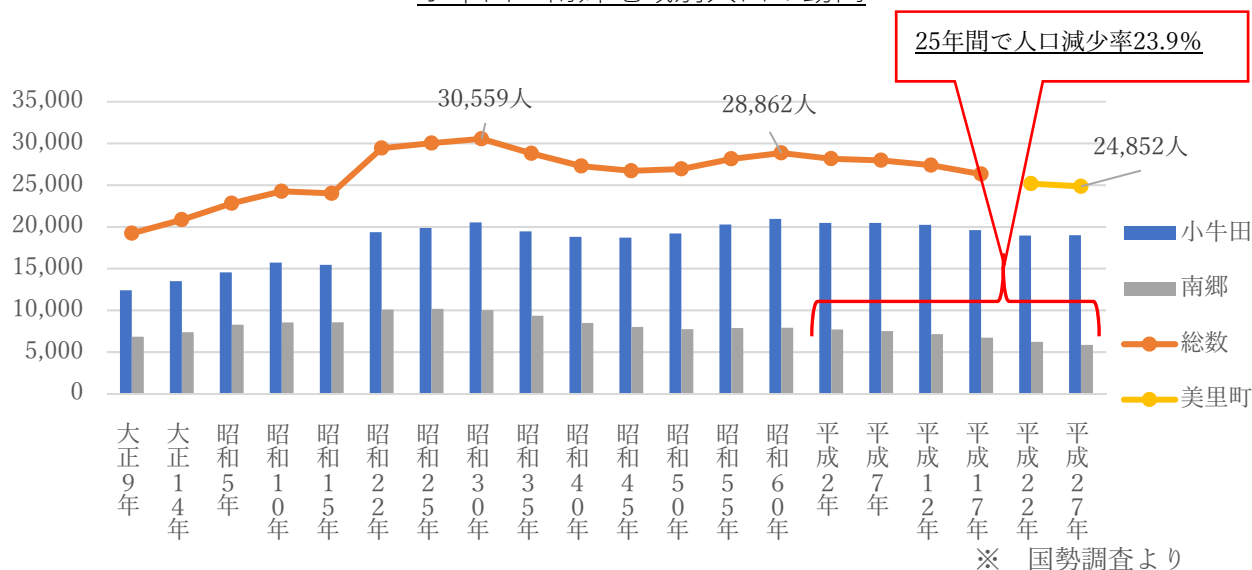
イ 美里町における過疎の状況

美里町の人口動向をみると、戦後の第1次ベビーブームにより急激に人口が増加した後、昭和60年の国勢調査における28,862人をピークに減少しています。平成18年の合併後もその動向に大きな変化はみられず、毎年1パーセント程度の減少率で推移していました。このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、小牛田駅東部土地区画整理事業により開発された駅東地区においては、県沿岸部等からの転入者の受け入れが進み、令和元年には宅地分譲がすべて終了しています。今後、町内に点在する空き家の利活用や新たな宅地開発など、転入者の受皿となる施策の検討が必要となります。

南郷地域においては、平成2年に7,695人であった人口が平成27年には5,856人と、25年間で1,839人の減（減少率23.9パーセント）となっており、小牛田地域との人口減少率の較差が広がりつつある中、令和3年4月1日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、南郷地域が「一部過疎」に該当することとなりました。地域を構成する行政区の代表である行政区長においては、人手不足により地域内の各種活動が縮小してきており、地域のリーダーとなる人材不足も懸念され、10年後もこれまでの地域活動を同じように続けていけるか不安を抱いている状況です。令和7年4月には、町内3つの中学校を小牛田地域に1つの統合中学校とする計画が進んでおります。このような今後変化する社会情勢も踏まえ、美里町における過疎対策を検討していく必要があります。

町では、この法律の期限である令和13年3月31日までの10年間に、過疎対策事業を積極的に推進し、南郷地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図る必要があります。

小牛田・南郷地域別人口の動向

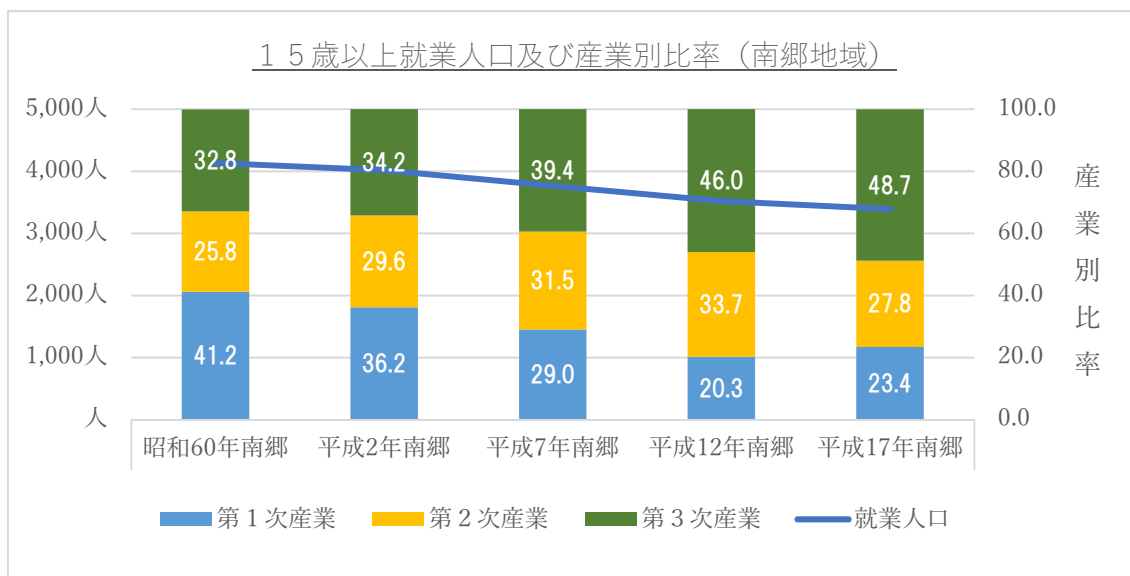
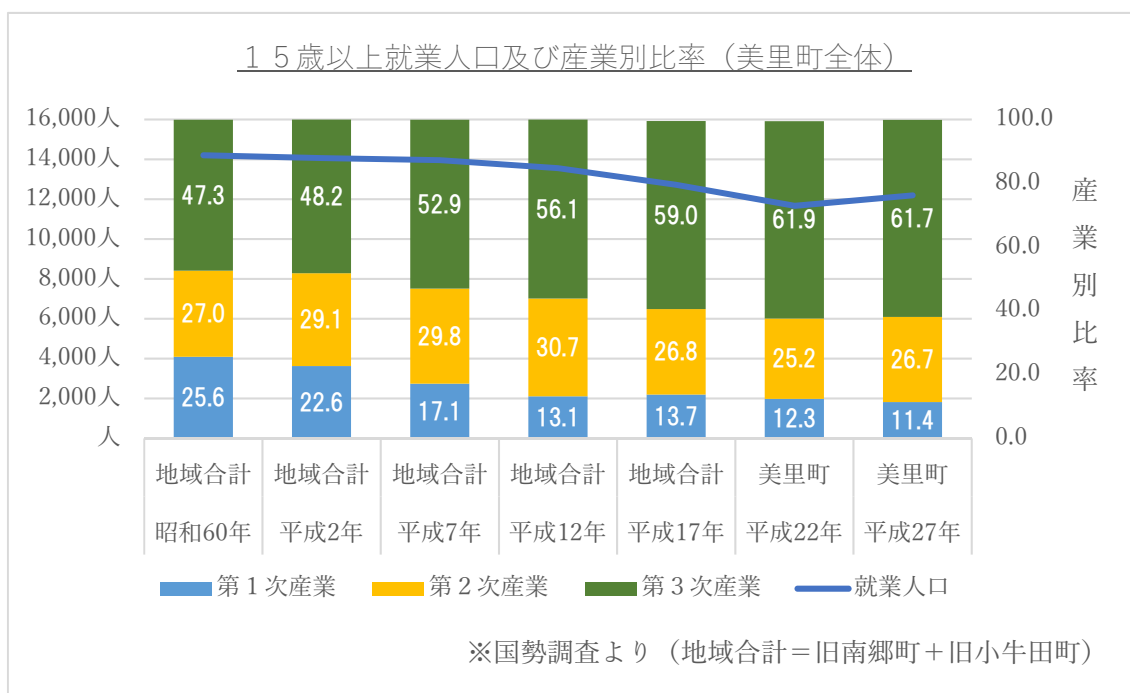


ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置づけ等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

美里町は、古くから稲作が盛んに行われてきたことから農業を基幹産業とし、昭和60年には農業や畜産等の第1次産業に従事する人の割合が25.6パーセント（全国9.3パーセント、県22.8パーセント）を占めていました。平成28年経済センサスにおける本町の事業所数は899件であり、第1次産業が11事業所、第2次産業が192事業所、第3次産業が696事業所となっています。また、中小企業庁が公表している本町の中小企業数は643企業となっており、そのうち9割を小規模

企業が占めています。近年では、全国的な傾向と同様に第1次産業に従事する人は減少し、第2次産業や第3次産業に従事する人の割合が上昇する傾向となっています。また、鉄道や国県道など交通の要衝としての地理的好条件から、町外の事業所に従事する人の割合が高くなっています。

南郷地域においては、昭和60年における第1次産業に従事する人の割合が41.2パーセントと県平均数値を大きく越えていましたが、平成17年には23.4パーセントに半減しており、今後は第3次産業に従事する人の割合が緩やかに上昇するものと考えられます。



(2) 人口及び産業の推移と動向

昭和30年の国勢調査において30,559人であった町の人口は、平成27年には24,852人に減少し、平成2年からの25年間で11.8パーセントの減少率となりました。また、65歳以上の高齢者比率は31.7パーセントに達しており、今後も少子高齢化が進んでいくと想定されます。

南郷地域では、平成27年における全世代のうち15歳から29歳までの若年者比率が11.7パーセント、15歳以上65歳未満のいわゆる生産年齢人口の比率は55.9パーセントとなっており、65歳以上の高齢者比率は34.4パーセントを超えています。

美里町総合計画・美里町総合戦略（以下「総合計画」という。）における人口推計では、自然的要因（合計特殊出生率1.8）と社会的要因（転入者数≧転出者数）2つの目標達成により令和22年に19,306人という目標人口を掲げています。また、今後の人口の推移により多少の産業構造の変化も想定されます。

表1-1 (1) ①美里町全体の人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 28,793	% △6.4	人 26,939	% △6.4	人 28,164	% 4.5	人 26,329	% △6.5	人 24,852	% △5.6
0歳～14歳			5,832		5,471	△6.2	3,258	△40.4	2,820	△13.4
15歳～64歳			18,520		18,425	△0.5	16,190	△12.1	14,142	△12.6
うち 15歳～29歳(a)			6,527		4,580	△29.8	4,232	△7.6	3,053	△27.9
65歳以上(b)			2,587		4,251	64.3	6,881	61.9	7,883	14.6
(a)/総数 若年者比率	-	% 24.2	-	% 16.3	-	% 15.4	-	% 12.3	-	% -
(b)/総数 高齢者比率	-	% 9.6	-	% 15.1	-	% 25.1	-	% 31.7	-	% -

※ 表1-1 (1) 昭和35年国勢調査においては、6大都市以外の市町村の年齢別人口が公表されていないため、空白としています。また、各年齢区分には年齢不詳人口が含まれていません。

表1-1 (1) ②南郷地域の人口の推移 (国勢調査)

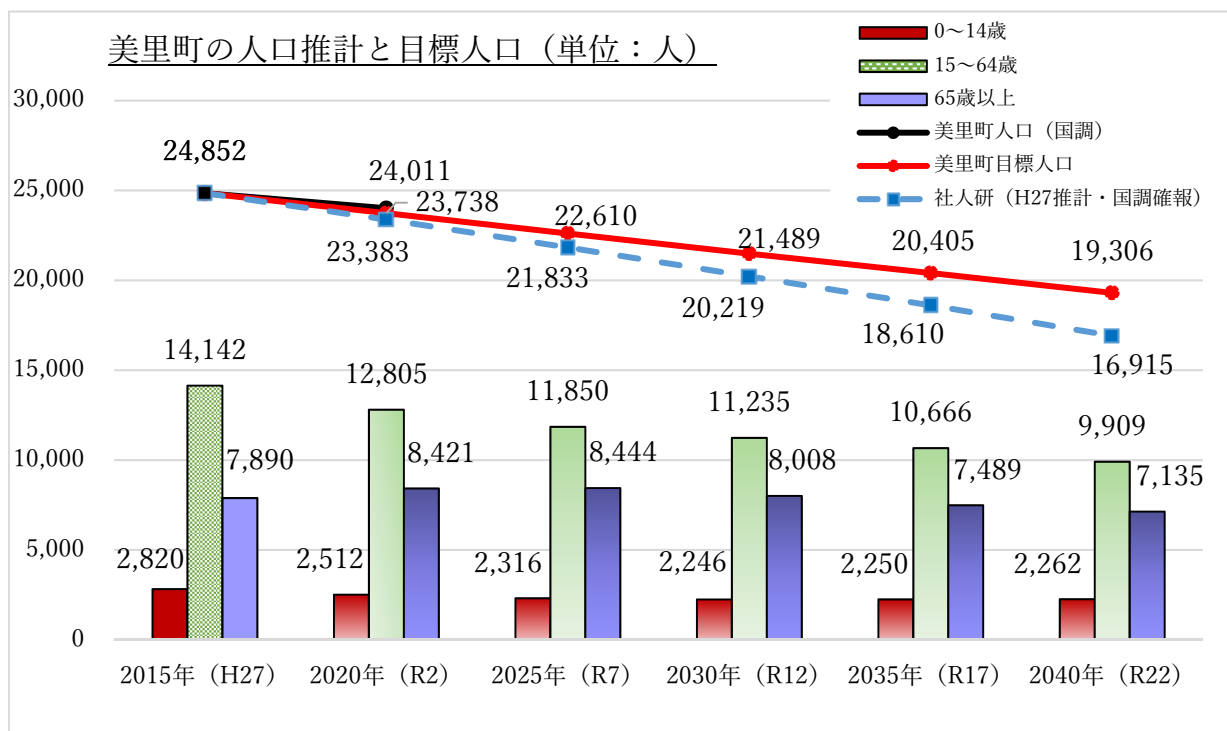
区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,355	人 7,739	% △17.3	人 7,695	% △0.6	人 6,718	% △12.7	人 5,856	% △12.8
0歳～14歳		1,530		1,526	△0.3	753	△50.7	567	△24.7
15歳～64歳		5,373		4,906	△8.7	4,026	△17.9	3,271	△12.6
うち 15歳～29歳(a)		1,921		1,172	△39.0	1,090	△7.0	685	△37.2
65歳以上(b)		836		1,263	51.1	1,939	53.5	2,015	3.9
(a)/総数 若年者比率	-	% 24.8	-	% 15.2	-	% 16.2	-	% 11.7	-
(b)/総数 高齢者比率	-	% 10.8	-	% 16.4	-	% 28.9	-	% 34.4	-

表1-1 (2) 美里町全体の人口の見通し

単位：人

	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)
美里町人口 (国調)	24,852	24,011				
0～14歳	2,820	2,512	2,316	2,246	2,250	2,262
15～64歳	14,142	12,805	11,850	11,235	10,666	9,909
65歳以上	7,890	8,421	8,444	8,008	7,489	7,135
美里町目標人口	24,852	23,738	22,610	21,489	20,405	19,306
社人研 (H27推計・国調確報)	24,852	23,383	21,833	20,219	18,610	16,915

※引用：「社人研」国立社会保障・人口問題研究所による推計



(3) 美里町の行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

平成18年の合併以降、美里町行政改革大綱及び美里町財政健全化計画を策定し、質の高い行政サービスの提供に努めながら自立的で健全な財政運営の確保を図ってきました。その後、歳入歳出額については減少傾向でしたが、平成23年に発生した東日本大震災による震災復旧事業費等によって平成24年度まで急増しました。それ以降は震災以前の水準に戻り、令和元年度の歳入は113.6億円となっていました。令和2年度には新型コロナウイルス感染症の拡大に係る緊急的な感染防止策や地域経済支援策により、再び大幅な財政措置が必要となりました。

令和7年4月には、新たな中学校の開校も計画されており、今後起こり得る緊急事態等にも適切に対応するためには、常日頃から健全な行財政運営を心掛け、財源確保、歳出削減に取り組み、歳入に見合った事業展開を進めていく必要があります。

表1-2(1) 美里町財政の状況

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	11,811,379千円	10,609,745千円	11,364,107千円
一般財源	6,924,186千円	7,164,132千円	7,412,227千円
国庫支出金	959,072千円	853,060千円	1,165,895千円
都道府県支出金	456,739千円	682,271千円	792,830千円
地方債	2,871,400千円	795,700千円	1,119,154千円
うち過疎対策事業債	0千円	0千円	0千円
その他	599,982千円	1,114,582千円	874,001千円
歳出総額 B	11,326,181千円	10,308,137千円	11,126,347千円
義務的経費	4,124,495千円	4,440,467千円	4,197,963千円
投資的経費	1,510,726千円	688,455千円	1,598,982千円
うち普通建設事業	1,500,006千円	688,455千円	1,593,173千円
その他	5,690,960千円	5,179,215千円	5,329,402千円
過疎対策事業費	0千円	0千円	0千円
歳入歳出差引額 C (A - B)	485,198千円	301,608千円	237,760千円
翌年度へ繰越すべき財源 D	190,293千円	90,708千円	66,169千円
実質収支 C - D	294,905千円	210,900千円	171,591千円
財政力指数	0.44	0.41	0.43
公債費負担比率	17.3%	18.8%	17.6%
実質公債費比率	15.9%	11.2%	8.3%
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	83.6%	90.8%	92.9%
将来負担比率	125.6%	60.6%	37.7%
地方債現在高	14,458,087千円	12,661,841千円	10,918,743千円

イ 施設整備水準等の現況と動向

主要な公共施設等の整備状況については、表1-2(2)のとおりとなっており、各施設の整備された時期が集中する「建設ピーク」があります。そのため、整備後の経過年数が進行するにつれて更新修繕時期が集中する「更新ピーク」が到来することとなり、多くの投資的経費が必要になると見込まれます。

今後は、行財政の健全化を推進するため必要な施設の統合や廃止、長寿命化等による維持管理費用の縮減が必要となります。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末 (うち南郷地域)	平成2年度末 (うち南郷地域)	平成12年度末 (うち南郷地域)	平成22年度末 (うち南郷地域)	令和元年度末 (うち南郷地域)
市町村道					
改良率 (%)				84.6 (83.4)	85.8 (83.6)
舗装率 (%)				59.1 (34.0)	60.4 (34.7)
農道					
延長 (m)				34,807 (2,220)	55,118 (2,220)
耕地1ha当たり農道延長 (m)					- (-)
林道					
延長 (m)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
林野1ha当たり林道延長 (m)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)
水道普及率 (%)				99.81	99.90 (99.96)
水洗化率 (%)			31.85 (32.94)	-	78.18 (78.48)
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	1.7 (1.3)	1.7 (1.3)	1.7 (1.7)	1.9 (1.9)	2.0 (2.0)

※ 表1-2(2)の空白部分は、本計画策定時点で不明のため記載していません。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

美里町では、総合計画において「心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまち」を将来像として掲げています。この将来像を実現するためには、人口減少を抑制しながら持続可能な地域社会を形成する

ことが必要不可欠です。これは、過疎地域が目指すべき持続的発展の基本的な方針と同じものであると考えます。

令和3年4月1日の法律施行に伴い、南郷地域が過疎地域に該当するとされたことから、本計画において今後町が実施する過疎対策事業を明らかにし、国からの財政支援等を有効活用しながら総合計画に掲げる各種施策を着実に実施することにより、地域活力の更なる向上を図り「ここに住みたいと思える」魅力ある地域づくりを推進します。

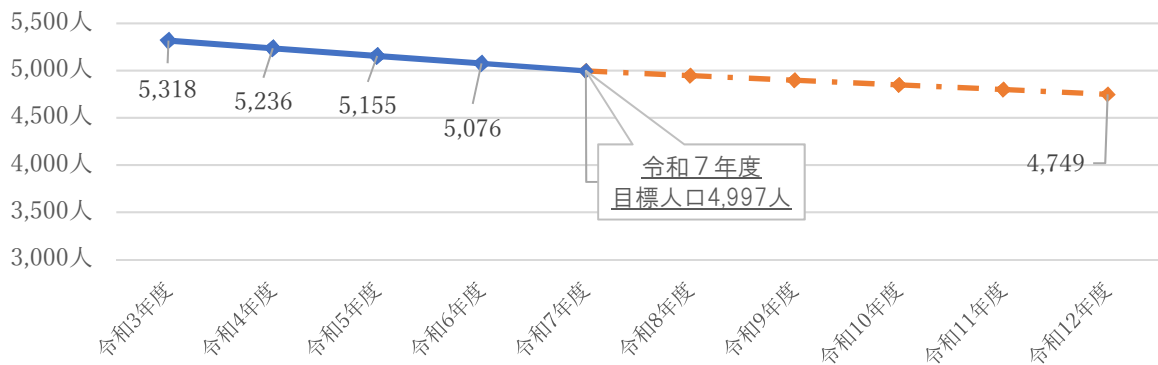
(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口減少と高齢化が進展する中、美里町においてもその傾向は顕著に見られ、特に南郷地域における平成2年から平成27年までの25年間で人口減少率は23.9パーセントにもなり、その抑制が必要となっています。総合計画では、将来目標達成のための自然的要因として「合計特殊出生率1.8」、社会的要因として「転入者数≧転出者数」の2つの目標を掲げ、令和2年(2040年)の目標人口「19,306人」の実現を目指しており、第2次の総合計画の計画期間となる令和7年度末の推計人口は「22,610人」としています。

南郷地域の令和3年3月末日の人口は5,318人(地域別人口割合22.1%)となっており、この地域別人口割合から南郷地域の人口を推計し、令和7年度の目標人口を「4,997人」とします。また、本計画期間中は、社会的人口増加の指標となっている「1年間の転入者数≧1年間の転出者数」のための各種施策に取り組み、目標人口の実現を目指します。

		令和3年3月末日※	→	【目標人口】令和7年度
美里町	美里町	24,098人 (100.0%)	※住民基本台帳より	22,610人 (100.0%)
	小牛田地域	18,780人 (77.9%)		17,613人 (77.9%)
	南郷地域	5,318人 (22.1%)		<u>4,997人 (22.1%)</u>

本計画における南郷地域の目標人口



(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、計画期間末日の住民基本台帳における行政区別人口のうち、南郷地域の総人口が前述した「目標人口4,997人」を上回っているかどうか比較することにより評価します。また、毎年3月末日の行政区別人口と各年度の目標人口の較差を確認し、その状況の評価していきます。各分野別に設定した分野別目標については、総合計画実施計画書に掲げる指標等であることから、各年度主要な施策の成果等によりその評価を行います。

(7) 計画期間

本計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

町の公共施設等の修繕・更新のピークが間もなく到来し、その投資的経費はこれまでを大きく上回ることが予想されており、今後の行財政における大きな課題の一つです。町では、美里町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定し、この課題解決に向けた3つの実施方針を定め、公共施設等の適正管理に努めています。

過疎地域における公共施設についても、持続可能な地域社会に必要となる施設の整備や維持補修など優先順位を意識しながら総合管理計画と整合性を図り実施していきます。

【美里町公共施設等総合管理計画より】

実施方針1	更新工事の分散・分割による修繕・更新費の平準化（ならず）
実施方針2	予防保全型維持管理・長寿命化による修繕・更新費の縮減（のばす）
実施方針3	公共建築物の質と量の最適化による修繕・更新費の削減（へらす）

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

南郷地域の人口減少を抑制するため、移住定住者の確保及び地域間交流の促進による関係人口の確保並びに個性的な地域づくりを担う人材の育成に取り組む必要があります。

大崎定住自立圏（共生ビジョン）においては、圏域への移住希望者の選択肢を広げることによって移住促進を図るため、移住者に対する情報の一本化に取り組めます。

(1) 現状と問題点

- 少子高齢化の進行により大幅な人口減少が見込まれている中、特に都市部から離

れた地方ほど人口減少が顕著となっています。また、個性ある地域づくりによって、都市部から人を呼び込んでいる地域が全国的に見られます。

- 進学、就職、婚姻等をきっかけとして転出する人が多く、特に若年者人口の減少が顕著となっていることから、人口減少を抑制するために、住環境、雇用、子育て支援、教育環境、防犯等の様々な取組との連携が必要とされます。
- 出生数の減少及び死亡者の増加によって、人口の自然的減少が大きくなっています。人口減少及び少子高齢化は、地域活動の担い手の減少、社会保障費の増大等につながります。
- 全国の自治体が自主財源の確保のため、ふるさと納税制度を積極的に活用しています。本町でも、ふるさと応援寄附金事業を実施していますが、町ホームページやインターネットサイトを活用した不特定多数を対象とする町のPR拡大が必要です。

(2) その対策

- 豊かな自然環境と交通の利便性を生かして、住宅施策の実施、良好な生活環境づくり及び子育て環境づくりを進めます。
- 若い世代の定住・移住を進めるため、「子育て支援」の充実に努めます。
- 広域連携を強化し、結婚を希望する方の出会い・交流の機会を提供します。
- 歴史、文化、物産、観光等の分野における新たな交流を推進するとともに、交流を実施している団体等を支援して、関係人口の増加を図ります。
- ふるさと応援寄附金事業は、自主財源を確保できるだけでなく、町や町の特産品のPRにも結び付く有効な手段であることから、ふるさと納税制度の返礼品に地元の物産品を活用して、町のPR、交流につながるきっかけづくりを進めます。

分野別目標	(令和2年度)	(令和7年度)
●総人口に占める生産年齢人口の割合 ※南郷地域	50.4%	49.6%

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業(移住・定住)	定住促進奨励事業：移住定住者に対する補助	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業(地域間交流)	ふるさと応援寄附金事業：ふるさと応援寄附金事業における新たな返礼品の企画調整等	町	

3 産業の振興

南郷地域における地域産業の発展と雇用を確保するため、産業間相互の連携を促進することにより、民間の創意工夫による商品開発、交流人口の掘り起こしなど、付加価値の創出と所得向上の仕組みづくりを推進します。

(1) 現状と問題点

ア 農業の振興

- 農業従事者の高齢化や後継者不足がより深刻になり、農業の担い手は減少していくことが想定されます。地域農業を守るためには、集落営農組織の法人化や新規就農者など、担い手の確保対策が必要です。
- 本町の基幹作物である水稲は、人口減少や食生活の変化等により需要が減少しており、汎用水田を活用した麦、大豆及び土地利用型野菜など、需要に応じた作物の生産が求められています。
- 野菜需要については、外食・中食の拡大や調理の簡便化により、加工・業務用の需要が拡大しています。
- 加工・業務用需要に対応し、取引を拡大するためには、生産面積の確保及び安定出荷など、一体的な取組体制を構築し産地としての競争力の向上が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症は、花きや畜産を中心に農業生産にも影響を与えています。さらに、外出自粛等による外食の機会が縮小したことにより、加工・業務用野菜の需要減少、米の民間在庫の増加等、今後の影響が懸念されます。
- 土地利用の自由度を高めるためには、担い手に農地の経営権を集約する必要があります。農地所有者や担い手間、地域内における土地利用の合意形成が必要です。
- 中心的な担い手においては、大規模化、法人化の傾向にあることから、スケールメリットをいかした低コスト化、高収益化による経営展開が必要となっています。
- 収益向上の取組として、農地の高度利用による生産性の向上が推進されています。
- 水田農業の推進に当たっては、国の経営所得安定対策を中核とし、各種支援制度等を有機的に連携させた展開が必要です。
- 中小規模の経営体については、地域農業を維持していく上で欠かせないものであり、少量多品目の生産、農産物直売所での販売、6次産業化や商工業者との連携による付加価値の創出など、経営規模や経営内容に沿った支援が必要です。
- 労働力不足の解消や生産効率の向上のため、ロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用したスマート農業の取組が推進されています。
- 農業用施設については、長寿命化や機能強化による既存施設の有効活用、設備投資の抑制の取組が想定されます。また、農業用ハウス等の遊休化が懸念され、貴重な生産基盤として次世代や担い手に引き継ぐための対策が想定されます。

- 農作物被害を防止するため、病虫害防除、有害鳥獣の駆除等、継続的に取り組む必要があります。
 - 農地の地力低下が問題となっているため、耕種農業と畜産の連携による堆肥利用等、地力を高める土づくりの推進が必要です。
 - 環太平洋経済連携協定など相次ぐ巨大自由貿易協定の発効、畜産農家の高齢化や後継者不足に伴い、農家戸数の減少が懸念されるとともに、肉用牛の飼養頭数にも減少が見られています。また、全国的な家畜伝染病の発生や粗飼料の高騰、施設の老朽化などにより、畜産経営は不安定な状況となっています。
 - 生産量の減少を背景に高水準を維持していた牛枝肉卸売価格は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、不安定な相場が続いています。また、肉用繁殖雌牛の飼養戸数や飼養頭数の減少を背景に高止まりの傾向にあった子牛価格についても、枝肉卸売価格に連鎖する形で下落している状況です。
 - 特色のある和牛産地を形成するため、優良繁殖牛の育種・改良を推進するとともに、生産コストの低減や子牛価格の変動に対応するため、繁殖・肥育一貫経営、耕畜連携の体制が求められます。
 - 人口減少社会及び高齢社会にあって、農村の集落機能が低下しています。
 - 農地整備事業は、担い手への農地集積や農地の高度利用につながります。
 - 過去に整備された農業用施設は、長寿命化対策が必要な時期を迎えています。また、暮らし、なりわい、生命を守るため、水田や農業用水利施設が持つ洪水対策機能への期待が一層高まっています。
 - 大崎地域における「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」が世界農業遺産に認定されたことを機に、農業が育む文化、生物多様性、農村景観等を後世に継承していくことが求められます。
- イ 商工業・観光物産等の振興
- 中小企業・小規模企業の持続的な成長発展を図るため、令和2年9月に「美里町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。
 - 制度資金は、商工業者の資金需要に対し大きな役割を果たしています。商工業者による町の制度資金の活用は、年々増加している状況にあることから融資資金の確保及び融資限度額を引き上げるなど、安定した資金の融通に取り組んでいます。
 - 立地企業が新たな設備を導入した場合等の事業拡大に対し、奨励金を交付するなどの支援を実施しています。引き続き、既存の立地企業に対する支援を実施するとともに、新たな企業の立地を模索し、継続的な誘致活動を実施する必要があります。
 - 商工業者の経営改善や商店街の活性化に取り組む遠田商工会に対し、円滑な事業展開が図られるよう、支援をしています。今後も、地元商工業者の身近な存在である遠田商工会の運営を支援するとともに、連携体制を一層強化していく必要があります。

ります。

- 美里町起業サポートセンター「K i r i b i」の開所以来、起業、創業、事業承継等の相談者や施設の利用者が年々増加しています。起業者同士の結び付きを強め、K i r i b i の設置効果を最大限に発揮するため、起業セミナーや起業相談会の開催など、引き続き、利用者の確保対策を講じる必要があります。
- 宮城県の有効求人倍率は、令和元年度平均で1.63倍と高い水準で推移しています。本町では、町内雇用を促進するため、事業の拡大等を図った企業に対し、雇用奨励金を交付するとともに、高齢者の就業機会確保のため美里町シルバー人材センターの運営を支援しています。今後は、既存企業の求人支援、働き手を域外に求める取組や高齢化、社会保障制度改正に伴う高齢者の就労機会の創出が求められます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業の経営環境に大きな影響を与えており、収束時期や収束後の状況が見通せない中、その対策が求められています。
- 本町は、広域的観光ルートから外れた立地環境にあるため、観光地として恵まれた環境がなく、宮城県や近隣市町と連携した取組が求められています。
- 本町の観光と物産を広く周知するため、事業者や関係機関が連携して、町内外の観光イベント等に参加し町のPR活動に取り組んできました。引き続き、町内外における観光PRや物産販売等により交流人口の増加に向け、多くの機会を設けることが必要です。
- 住民等により組織された実行委員会が中心となり、地域の伝統や特色を生かした催事が毎年開催されています。一方で、構成員の高齢化等による催事の継続が懸念されており、新たな人材の掘り起こし、確保が求められています。
- 平成29年11月、東北地方で初めて認定された世界農業遺産の地域資源を広く継承していく必要があります。また、農業が育む文化、生物多様性、農村景観等、保全活動を通じて創出される付加価値を地域経済へ波及させる取組が求められます。
- 農産物の付加価値の創出は、農商工連携及び6次産業化を推進し、商品開発等の支援により一定の成果をあげてきました。特産品の認知度向上や販路拡大には、農業者、商工業者、関係機関等が一体となった取組が求められています。
- 近年、情報取得や購買手段は多様化し、顧客ニーズに対応した情報発信、販売方法などが求められており、SNSによる生きた情報の発信、ふるさと納税制度による物産PR、販路の拡大などが求められています。
- 本町の産業関連施設は、利用者サービスの向上に努め、多くの利用客に親しまれています。引き続き、指定管理者制度の活用による民間ノウハウを最大限に生かし、本町の観光拠点、流通拠点としての機能発揮が求められています。
- 新型コロナウイルスの影響は、催事の中止や観光客の減少など、観光・物産事業に

大きな影響を与えており、収束後の対策を見据えた取組が求められます。

(2) その対策

ア 農業の振興

- 集落営農組織ごとに方向性を整理し、関係機関との連携を図りながら、法人化の取組を促進します。また、法人経営の安定化を支援します。
- 新規就農や雇用による就農機会の創出を図ります。
- 加工・業務用野菜の需要に即した土地利用型野菜の生産を推進し、産地化を図ります。
- 担い手への農地の集積を促進します。
- 農地の高度利用、農用地利用の効率化を図るため、水田をフルに活用した収益性の高い農業の取組を推進します。
- 地域の特色をいかした農業の推進を図るため、野菜、果樹等園芸作物の生産を支援します。
- 農産物の付加価値向上や6次産業化及び農商工連携の取組を支援します。
- スマート農業の実践に向けた最新設備等の導入を支援します。
- 農地や農業用施設の有効活用など地域農業継承対策を支援します。
- 有害鳥獣駆除及び病虫害防除の取組を支援し、良好な生産環境を維持します。
- 土づくり、有機農業等、環境に配慮した生産を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症や自然災害など環境変化に対応し、事業の継続を支援します。
- 飼養技術の向上と地域内連携の強化を促進し、消費者ニーズに応じた肉用牛の生産を支援します。また、素牛導入の負担軽減を図りながら、飼養頭数の維持を図ります。
- 飼料価格の変動による影響を低減させるため、水田を活用した飼料作物の生産及び耕畜連携の取組を推進します。
- JA新みやぎが主導する畜産クラスター（畜産農家をはじめとする地域の各種支援組織、関連産業等の関係者が連携・結集した地域ぐるみの推進体制）の取組を支援します。
- 農業農村が持つ多面的機能の発揮を促進するため、地域における共同活動を支援します。
- 担い手への農地集積、農業生産の効率化を促進するため、農村機能及び生産基盤の維持向上を図ります。
- 農業用施設等は、関係機関と連携し優先度を考慮しながら、効率的かつ効果的な整備を図ります。
- 世界農業遺産認定の柱である「巧みな水管理システム」や農業と生物多様性の共生

など、持続可能な農業システムを官民一体となり、後世に継承していきます。

イ 商工業・観光物産等の振興

- 安定した資金融通の確保のため、関係機関との連携強化を図るとともに、商工業者等の資金需要に対応します。
- 新たな設備投資など、事業拡大や生産性の向上を図る企業のニーズに応えるとともに、税の特例措置など国・県等の支援制度を取り入れながら立地企業の支援に努めます。
- 中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展が図られるよう、経営基盤の強化に向けた支援を推進します。
- 遠田商工会の事業が効率的かつ効果的に実施されるよう団体運営を支援し、更なる連携体制の強化により商工業者の支援及び地域経済の活性化に努めます。
- 起業相談会や起業セミナーを継続的に開催し、K i r i b iの利用促進を図るとともに、地域経済に元気を与える「しごと」の創出を図ります。
- 高齢者の就労、既存企業の雇用促進等に係る取組を継続するとともに、地方創生に結び付く地方回帰に向けた就労環境の整備に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、必要な対策を講じるとともに「新たな生活様式」の定着化に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症や自然災害など経済的社会的環境変化に対応し、事業の持続的発展を支援します。
- 観光PRや物産販売のもととなる観光資源、新たな特産品の創出、特産品のブラッシュアップに取り組みます。
- 本町が持つ農村地域の風土や文化、歴史を広めます。
- 住民主体による催事開催を更に啓発し、自由な発想による催事内容、そのための新たな人材獲得などの活性化策を講じます。
- 農商工連携及び6次産業化を促進し、本町の農産物や世界農業遺産等の地域資源を活用した付加価値創出を図ります。
- 特産品の商品数を増やすため、商品開発支援を継続するとともに、PR、流通・販売までの一貫した支援を実施します。
- 情報発信や販売方法の拡充を推進し、新型コロナウイルス感染症や自然災害などの環境変化に対応できる取組を支援します。
- 産業関連施設については、施設機能を最大限に発揮するため、情報発信機能や販売機能の充実を図るなど、公民連携による取組を推進します。

分野別目標	(平成30年度)		(令和7年度)
●集落営農組織の法人化数 ※南郷地域	2法人	⇒	3法人

●町内農地における保全活動の取組面積割合 ※南郷地域	94.7%	⇒	92.0%
●遠田商工会の会員数 ※南郷地域	114事業所	⇒	113事業所
●観光客入込数 ※南郷地域	28万人	⇒	29万人

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(4)地場産業の振興(流通販売施設)	農産物直売所施設管理:農産物直売所(花野果市場)の維持管理、外壁等改修工事	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	園芸生産組織育成事業:JA新みやぎ南郷園芸生産協議会への支援を行うことにより、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	認定農業者連絡協議会事業:認定農業者連絡協議会への支援を行うことにより、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	資金利子補給事業:農協が農業者に行う資金融資に対する利子補給を行うことにより、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。	県、町、農協	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	集落営農組織の法人化ショートコンサル事業:集落営農組織の法人化等に向けた取組を支援することにより、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	有害鳥獣駆除対策事業:鳥獣被害対策実施隊による鳥獣被害対策を実施することにより、魅力ある農業を展開する上で必要な生産環境を確保する。	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	みやぎの水田農業改革支援事業:転作の定着・拡大促進を目的とした機械導入等の支援により、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	宮城県青果物価格安定補償事業:青果物の価格が下がった場合の補給金の交付により、魅力ある農業の展開を図る。	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	人・農地プラン推進事業:地域の合意形成及び農地の利用集積推進の取組に対する支援により、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	農作物産地形成促進事業:水田を活用した土地利用型野菜の生産に対する支援により、農地の高度利用による産地の形成を促進し担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。	町	

(10)過疎地域持続的発展特別事業（商工業・6次産業化）	付加価値創出支援事業：町内農産物等の付加価値創出を目的とした商品開発や販路開拓に必要な知識や技術習得の支援により、魅力ある農業の展開を図る。	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	環境保全型農業支援事業：農薬や化学肥料の低減及び消費者ニーズに応じた農業を推進するための環境保全型農業に係る取組の支援により、魅力ある農業の展開を図る。	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	園芸特産重点強化整備事業：国の指定産地及び県の振興品目の生産拡大推進のための園芸施設及び機械の導入支援により、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（商工業・6次産業化）	町内産小麦の流通安定化モデル事業：町内産小麦の加工・流通体制の構築に係る支援により、町内産小麦の生産の拡大及び安定化を促進し、魅力ある農業の展開を図る。	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	大崎地域世界農業遺産推進事業：農業が育む文化、生物多様性、農村景観等の保全を通じた地域内産出物への付加価値創出の取組を行う大崎地域世界農業遺産推進協議会への負担	推進協議会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	畜産組織育成事業：畜産経営の安定化を目的とした各畜産組織の活動に対する支援	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	繁殖・肥育牛導入支援事業：優良な繁殖牛及び肥育素牛の導入支援により、畜産経営の安定化を図る。	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	農地・水保全管理対策事業：地域における保全活動を支援することにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図る。	町、保全組合	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	県営ほ場整備事業：県が実施する生産基盤整備事業への一部負担を行うことにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図る。	県、町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	農業経営高度化支援事業：農地利用集積のための調整・推進活動の実施やブロックローテーションの設定等を行う土地改良区に対する負担	土地改良区	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	国営かんがい排水事業：涌谷西排水機場の建設及び維持管理（一部経費負担）	国、町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	国営基幹水利施設管理事業：国営基幹水利施設の維持管理への一部負担を行うことにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図る。	国、町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	国営造成施設管理体制整備促進事業：国営造成施設の維持管理への一部負担を行うことにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図る。	国、町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	県営基幹水利施設管理事業：県営基幹水利施設の維持管理への一部負担を行うことにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図る。	県、町	

(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	団体営土地改良施設管理事業：土地改良施設の維持管理への一部負担を行うことにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図る。	町、土地改良区	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	農村婦人の家施設管理：農村婦人の家の維持管理	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（商工業・6次産業化）	中小企業振興事業：中小企業に対する振興資金融資あっせんや先端設備等の導入計画の認定により、円滑な設備投資及び資金融通を支援する。	町、金融機関	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（企業誘致）	企業立地促進事業：企業への設備投資支援及び誘致活動を実施する。	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（商工業・6次産業化）	商工振興事業：町内商工業者の育成及び経営改善を促進するため、遠田商工会等への支援を行うことにより、商工業の振興を図る。	商工会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（観光）	交流の森・交流館施設管理：交流の森・交流館の維持管理	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（観光）	観光物産振興事業：観光資源の発掘や物産品の開発・販売促進、美里町物産観光協会等への支援により、町の物産及び観光の振興を図る。	町、物産観光協会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（観光）	産業振興催事開催支援事業：物産品の販売促進、観光客の誘導促進及び地域資源を活用した住民参加型による産業振興催事を促進するため、実行委員会等への支援を行うことにより、物産及び観光の振興を図る。	町・実行委員会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（その他）	シルバー人材センター支援事業：シルバー人材センターへの運営支援により、雇用の安定化及び就労機会の拡大を図る。	シルバー人材センター	
(10)過疎地域持続的発展特別事業（その他）	起業促進事業：起業サポートセンター「Kiribi」の運営やその他起業・創業に係るセミナー等の開催により、商工・サービス業の振興を図る。	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
美里町南郷地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(8)に記載のとおり総合管理計画に基づいて実施するものとします。

4 地域における情報化

南郷地域における新たな情報格差(デジタルデバイド)が発生しないよう、地域の情報通信インフラの維持など必要となる支援を行います。

(1) 現状と問題点

- 近年、情報通信技術(ICT)の飛躍的発展によって、産業、教育、保健、医療、福祉、文化、行政等のあらゆる分野でのデジタル技術の活用が図られており、これらの技術は過疎地域における定住を考える上で欠かせないものとなってきています。また、国においても令和3年9月1日デジタル庁が発足、デジタル技術の活用により社会や人々の生活が変革していく取組であるDX(デジタル・トランスフォーメーション)が推進されています。
- 町内には、すでに高速大容量回線や携帯電話基地局など情報通信インフラが整備されていますが、大規模災害等の非常時においても情報通信サービスを継続して利用できるよう通信環境の維持は欠かせません。また、南郷地域におけるデジタルデバイド(情報格差)が確認された際には、その対策が必要になります。
- 住民の多様化するライフスタイルに対応するために、行政手続等についてもICTを活用したサービスの提供を展開する必要があります。

(2) その対策

- 過疎地域における携帯電話の不通エリアは、現時点で確認できていませんが、すでに整備されている情報通信インフラの維持に努めます。また、地域住民の利便性向上を図るため、民間情報通信事業者による新たな情報通信サービスの導入を促進します。
- 諸証明等のコンビニ交付、住民票の広域交付制度の周知及び電子申請サービスの充実を図ります。

分野別目標	(平成30年度)	(令和7年度)
●携帯電話の不通エリア事案発生 ※南郷地域	なし	0件

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設（ブロードバンド施設）	地域情報化推進事業	町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

南郷地域における産業振興を支援する道路等の整備を促進するとともに、そこに生活する高齢者等の安全、安心な移動を確保する必要があります。

地域住民が生活するうえで必要となる公共交通手段について、これまでのサービス水準を確保するとともに生活圏の拡大を踏まえた整備が求められています。また、大崎定住自立圏（共生ビジョン）における相互利用やルート接続など引き続き検討します。

(1) 現状と問題点

- 公共交通手段の乏しい地方においては、車への依存度が高いのが現状ですが、地域から寄せられる道路整備の要望に対応しきれていません。
- 子ども、高齢者等の交通弱者の移動経路の安全が十分に確保される必要があります。また、高齢者が増加傾向にあり交通弱者の通行に対するさらなる安全確保が課題となっています。
- 道路橋りょうの維持管理に努めていますが、資産の老朽化が進んでいます。しかし、財政的な投資余力が十分でないために、計画の進捗に遅れが生じてしまうことが課題です。
- JR小牛田駅及び鹿島台駅からの鉄道利用は、住民の重要な交通手段の一つです。利便性の向上のため、増便、車両の増設等、利用者の意向を反映させていく必要があります。
- 本町の住民バス事業は、鹿島台から南郷、小牛田、古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する4路線をバス運行事業者に委託し、実施しています。今後は、利用者の要望及び意見を集約し、利便性のある路線及びダイヤの編成に努めることが重要です。
- 南郷地域では、利用区域を限定したデマンドタクシーを運行していますが、利用者の満足度が高い一方で、利用者数自体は減少傾向にあります。

(2) その対策

- 計画的な道路巡回を実施し、地域の実情を把握しながら、優先順位を考慮した道

路橋りょうの維持管理及び整備に取り組みます。

- 子ども、高齢者等の交通弱者の歩行空間の整備を進め安全対策に取り組みます。
- 町道の維持管理については、冬季の除雪体制を維持しつつ、財源確保に努めながら、長寿命化の取組を進めます。
- J R 東北本線、陸羽東線及び石巻線の利便性向上のための対策を、宮城県及び関係自治体並びに J R と連携しながら、引き続き実施します。
- 住民バス事業について、乗降調査等を実施し、利便性、効率性、地域事情等に配慮した路線及びダイヤの編成をしながら、利便性向上に努めます。
- デマンドタクシーの利用者の要望及び意見を集約し、デマンドタクシーの利便性の啓発に努め、利用率の向上を図ります。

分野別目標	(平成 29 年度)	(令和 7 年度)
●住民バス・デマンドタクシー利用者の満足度	69.0%	⇒ 69.0%以上

(3) 事業計画 (令和 3 年度～7 年度)

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 (道路)	塩釜神社前線舗装補修工事 舗装補修 L = 100m	町	
	(1) 市町村道 (道路)	下二郷大江堀堤塘道 (I) 線舗装補修工事 舗装補修 L = 50m	町	
	(1) 市町村道 (道路)	権十郎中道 2 号線舗装新設工事 舗装新設 L = 160m	町	
	(1) 市町村道 (道路)	砂押線・上柳寺境 1 号線舗装新設工事 舗装新設 L = 600m	町	
	(1) 市町村道 (道路)	砂山東 9 号線舗装補修工事 舗装補修 L = 107m	町	
	(1) 市町村道 (道路)	小島生活道舗装新設工事 舗装新設 L = 900m	町	
	(1) 市町村道 (道路)	上野線外 18 路線路肩拡幅工事 路肩拡幅 L = 4,580m	町	
	(1) 市町村道 (道路)	前袋 1 号線道路改良工事 道路改良 L = 75m	町	
	(1) 市町村道 (道路)	二郷旧県道(III)線舗装新設工事 舗装新設 L = 80m	町	
	(1) 市町村道 (道路)	補給あと線道路改良工事 道路改良 L = 350m	町	

(1) 市町村道 (道路)	練牛生活道舗装新設工事 舗装新設 L = 230m	町	
(1) 市町村道 (道路)	練牛東和多東線舗装新設工事 舗装新設 L = 170m	町	
(1) 市町村道 (道路)	木間塚本道線外 12 路線調査測量設計業務 測量設計 L = 2,720m	町	
(1) 市町村道 (道路)	木間塚本道線外 12 路線路肩拡幅工事 路肩拡幅 L = 1,020m	町	
(1) 市町村道 (道路)	上野線外 18 路線調査測量設計業務 測量設計 L = 4,580m	町	
(1) 市町村道 (道路)	古館 1 号線側溝改修工事 側溝改修 L = 40m	町	
(1) 市町村道 (道路)	後袋 3 号線側溝改修工事 側溝改修 L = 300m	町	
(1) 市町村道 (道路)	高出 1 号線側溝改修工事 側溝改修 L = 380m	町	
(1) 市町村道 (道路)	赤谷一赤谷三線側溝改修工事 側溝改修 L = 320m	町	
(1) 市町村道 (道路)	大柳旧県道線側溝新設工事 側溝新設 L = 220m	町	
(1) 市町村道 (道路)	田沼屋敷道路線側溝改修工事 側溝改修 L = 130m	町	
(1) 市町村道 (道路)	明神中道線側溝新設工事 側溝新設 L = 300m	町	
(1) 市町村道 (道路)	齋藤うら道路線側溝新設工事 側溝新設 L = 50m	町	
(1) 市町村道 (その他)	幹線排水路清掃業務 排水路清掃 L = 7,500m	町	
(1) 市町村道 (その他)	権十郎二号排水路新設工事 排水路新設 L = 190m	町	
(1) 市町村道 (その他)	高田排水路新設工事 排水路新設 L = 200m	町	
(1) 市町村道 (その他)	佐野十一号排水路新設工事 排水路新設 L = 100m、排水路新設 L = 90 m	町	
(1) 市町村道 (その他)	佐野八号排水路新設工事 排水路新設 L = 110m	町	
(1) 市町村道 (その他)	大江堀排水路安全施設改修工事 安全施設 L = 1,000m	町	
(1) 市町村道 (その他)	辻屋敷排水路改修工事 排水路改修 L = 100m	町	
(1) 市町村道 (その他)	土手合排水路新設工事 排水路新設 L = 50m	町	

	(1) 市町村道（その他）	排水路新設調査測量設計 測量設計 L = 1,410m	町	
	(9)過疎地域持続的発展 特別事業（公共交通）	公共交通確保維持事業：デマンドタクシー 等運行業務等	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1（8）に記載のとおり総合管理計画に基づいて実施するものとします。

6 生活環境の整備

南郷地域の安全、安心な生活環境の整備については、設備の老朽化等に応じて定期的な修繕・更新が必要です。また、きれいなまちを維持し、生活しやすい魅力ある地域づくりを推進します。

(1) 現状と問題点

- 消防防災関連の設備及び備蓄品等については、非常時に支障を来すことなく使用できることが求められます。設備の定期的な点検、備蓄品数量の確保に努めながら、企業との防災協定の締結を進めることで有事に備えています。しかし、災害状況に応じた避難所運営を円滑に行えるよう、準備を万端にする必要があります。
- 住民による環境美化運動を推進しています。また、ごみの発生量を抑制する取組として「3R運動」や「3切り運動」の啓発に努めていますが、ごみの排出量の減量化が進まないことが課題です。
- 不法投棄については、地区衛生組合及び関係機関と連携しながら巡回パトロールを強化しており、少なくなってきましたが、解消には至っていません。
- 空き家・空き地が増え、所有者による適切な管理が行われておりません。このため、適切な管理が行われていない空き家・空き地は、防災、衛生等の面で、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、空き家等所有者に対して必要に応じた助言、指導等を行うことが求められています。
- 水道管路の老朽化が進行しています。このため、更新を行わなければなりません。財源となる給水収益が給水人口の減少や節水機器の普及により減少傾向にあり、更新の取組が遅れています。
- 下水道施設における排水ポンプ等の機械設備、制御機器等の電気設備等が耐用年数を迎えようとしており、更新に要する費用が今後増加する見通しです。
- 集中豪雨等、近年の降雨状況を考慮すると、災害発生のリスクが増大しており、河川環境の改善、排水路の整備等、排水不良箇所の解消が課題となっています。

- 定期的に公園遊具の点検を実施していますが、危険な遊具の撤去が増えています。また、公園施設の老朽化率が高まっているのが現状です。このため、少子化が進む一方で、公園の機能性の検討が必要です。
- 町営住宅は経年劣化による損傷が進んでいるため、町営住宅の入居者が安心して暮らすために、適切に維持管理することが必要です。

(2) その対策

- 防災関連施設は、非常時に問題なく使用できるよう、定期的な点検を行い適正な維持管理に努めます。また、行政、自主防災組織が備蓄品の保管に努めるとともに、住民も備蓄品を保管するよう啓発し、自助・共助・公助の取組から災害発生時に備えます。
- 町内の美化環境を守っていきます。
- 環境美化に取り組む各種関係団体の活動を支援します。
- ごみの減量化対策及び環境教育に努めます。
- 増加する空き家・空き地の管理責任は、所有者自身にあることを認識し、理解を深めてもらうとともに、適切な管理を促します。
- 水道管更新事業費の圧縮を行うため、ダウンサイジングや長寿命化を踏まえた施設更新計画を策定し、計画的な管路更新を行います。
- 下水道施設における長寿命化計画等を策定し、排水ポンプ等の機械設備、制御機器等の電気設備等の効率的な更新を進めます。
- 国、県管理河川に関する改善要望の推進及び住宅地等の排水不良箇所等の解消に努めます。
- 公園の利用実態を調査し、地域との話し合いを大切にしながら、公園の長寿命化に取り組めます。
- 町営住宅の適切な維持管理に努めます。

分野別目標	(平成29年度)	(令和7年度)
●公営住宅入居者等の満足度	51.5%	⇒ 51.5%以上

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設（農村集落排水施設）	南郷第1地区農業集落排水事業	町	
	(2) 下水処理施設（農村集落排水施設）	南郷第2地区農業集落排水事業〔機能強化対策〕	町	
	(2) 下水処理施設（農村集落排水施設）	南郷第3地区農業集落排水事業〔機能強化対策〕	町	
	(2) 下水処理施設（農村集落排水施設）	南郷第4地区農業集落排水事業	町	
	(5) 消防施設	消防施設管理事業	町	
	(8) その他	十王山公園等環境整備事業	町	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1（8）に記載のとおり総合管理計画に基づいて実施するものとします。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

少子高齢化が進む状況の中、南郷地域における子育て環境の確保については、若い世代が定住するうえで重要な施策の一つです。また、高齢者が元気で生き生きと暮らし、地域社会全体で子育て世代を支える地域づくりが求められています。

（1）現状と問題点

ア 子育て支援の充実

- 女性の社会進出等による保育ニーズの上昇に対応するため、民間活力を活用しながら民間保育施設の整備を支援し、待機児童数の減少に取り組んできましたが、幼児教育・保育の無償化の影響もあり、今後、保育ニーズは更なる上昇が見込まれています。そのため、幼保連携や施設の民営化も視野に入れながら、引き続き子育て環境の充実を図る必要があります。
- 女性の社会進出、少子化、核家族化等、子どもを取り巻く環境が変化し、それぞれの家庭や養育者が抱える悩みや相談内容も多様化しています。また、家族構成や地域環境によって育児支援の状況は様々であることから、基本的な知識や情報の不足などにより、子育てにつまずくリスクが高まる傾向があります。

- 母子健康手帳の交付時の面接や乳児期から幼児期に継続的に実施する乳幼児健診は、成長発達や子育てに関する親子の相談に応じる機会となっています。子どもの健やかな成長のためには、必要に応じて医療や児童福祉、教育機関等関係機関と連携し、切れ目のない支援が求められています。
- 不妊治療費は高額であることから、子どもを望んでも妊娠できず不妊に悩む夫婦には、経済的な負担が大きくなっています。

イ 福祉の充実

- 国立社会保障・人口問題研究所によると高齢者の人口は、2040年（令和22年）に3,921万人に達する予測となっており、美里町においても高齢者数の増加及び高齢化率の上昇が見込まれます。また、高齢者数の増加に伴い、要介護・要支援認定者数が増加することが予測されます。
- 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活を送るためには、健康づくり事業や介護予防事業を展開することにより、要介護・要支援状態にならないようにすることが必要とされています。また、適切なサービスを利用することにより、生活の質を高め、結果として介護認定の介護度の進行を遅らせることが可能となります。
- 自立した生活を送るため、高齢者が適切なサービスを受けられるよう、地域の実態把握、相談業務、医療・介護の関係機関とのネットワークの強化が必要とされています。
- 一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。加えて、認知症の高齢者も増加してきていることから、介護、予防、生活支援等の各種サービスが一体的に提供される必要性が高まっています。
- 住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、住民同士が支え合うとともに、高齢者自身も支える側になり、社会への参加活動を通じた生きがいづくりや地域との交流から、日常生活の活動量を維持する等、介護予防を意識した主体的な取組が大切になります。
- 障害者が安全に安心して生活し社会参加するためには、生活基盤の整備が不可欠です。障害者が地域の生活環境において感じる様々な「暮らしにくさ」を見直していく必要があります。
- 町内では、支え合い・助け合いに基づく地域活動を展開している地域も見られますが、少子高齢化や核家族化が進み、人と人とのつながりが希薄化し、地域でのふれあいや交流する機会が減少しつつあります。
- 地域福祉を推進するうえで、住民同士の交流や地域活動などによる支え合い・助け合いを基盤とした地域社会の形成は必要不可欠であり、誰もが地域社会の担い手として、主体的な支え合い・助け合い活動を実践できる環境づくりが求められています。

- 住民が抱える困りごとや生活課題は様々であり、「災害時の手助け」、「安否確認の声掛け」、「話し相手」など、支援を必要としている人を把握し、地域全体で支えていくことが必要とされています。
- 地域では、ひきこもりや地域での孤立、子どもや高齢者に対する虐待や生活に困っている人など、生活課題が多様化・複合化しています。このような制度の狭間にある複合化した課題の解決を支援するためには、公的な支援と住民相互の支え合いなど関係機関との連携が必要です。
- 美里町社会福祉協議会は、その専門性を生かして地域住民の自発的な活動を支援するとともに、児童、生徒及び地域住民を対象とした福祉教育の推進及び地域福祉のニーズに基づく各種事業を総合的に実践しています。

(2) その対策

ア 子育て支援の充実

- 女性の就労ニーズの高まりによる保育ニーズを的確に捉え、働きながら子育てをする世代が安心して子どもを生み育てられるよう、社会情勢の変化を捉えながら、子育て環境の充実、妊娠期から切れ目のない保健活動、子育て相談等の取組を推進し、子育てをしっかりと応援します。
- 乳幼児健診時の相談や新生児訪問等の個別訪問を通して、子育ての不安解消を図ります。また、乳幼児健診未受診に対しては、受診勧奨や各関係機関から情報収集し、必要時には早期から支援を行っていきます。
- 不妊に悩む方の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。

イ 福祉の充実

- 介護予防の重要性を広く周知し、予防に対する意識を高めるとともに、高齢者の身近なところで介護予防の取組ができる環境づくりを併せて進めていきます。
- 支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、サービス基盤の整備を進め、対象者が適切なサービスを受けられるようにします。
- 民生委員、行政区長、ボランティア及び介護・医療の関係団体と連携しながら、高齢者を支援する体制づくりと地域包括ケアシステムの構築に努めます。また、介護保険制度を正しく理解してもらうための広報活動と啓発活動を積極的に展開します。
- 高齢者を在宅で介護している家族を支援します。
- 認知症を正しく理解していただくため、認知症の高齢者及びその家族を温かく見守っていただくための認知症サポーター等を養成するとともに、認知症の理解を深めるための啓発活動を展開します。
- 高齢者の知識、経験及び技能を生かした様々な社会活動を促し、その活動を通じた生きがいのづくりと健康づくり、地域社会とのつながりが図られるよう支援します。

- 福祉のまちづくりを進めるためには、長寿命化計画に基づく公共施設改修時のバリアフリー化が必要です。また、まちづくりをデザインする社会基盤等の整備計画の策定に際し、誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を導入するよう働きかけます。
- 災害時の高齢者、障害者等の要援護体制について検討を進めます。
- 美里町社会福祉協議会をはじめとする各種福祉関係団体との連携を強化し、地域の課題に取り組む団体、ボランティア、人材の育成等を行う団体及び地域内で見守り活動を行う団体に対して支援を行います。

分野別目標	(平成30年度)		(令和7年度)
●要介護・要支援認定を受けていない高齢者の割合 ※南郷地域	82.8%	⇒	82.5%
●保育所における待機児童数 ※南郷地域	6人	⇒	0人
●子育て支援センター利用登録者数 ※南郷地域	66人	⇒	80人
●乳幼児健診受診率	95.9%	⇒	95%以上
●福祉活動を行っている団体への登録者数 ※南郷地域	489人	⇒	489人

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 (児童館)	南郷放課後児童クラブ施設整備事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 (高齢者生活福祉センター)	老人憩いの家等施設管理	町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	生き生きセンター施設管理	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	敬老事業：敬老式の開催、敬老祝金等の支給	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	老人クラブ支援事業：老人クラブ活動への支援	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	高齢者外出支援事業：歩行困難な高齢者への病院等送迎サービス	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1（8）に記載のとおり総合管理計画に基づいて実施するものとします。

8 医療の確保

町立南郷病院の経営状況を維持改善し、南郷地域の医療体制を確保します。また、大崎定住自立圏（共生ビジョン）においては、大崎市民病院を中心とした圏域内の医療機能を整備し、大崎市民病院本院との機能分担と連携により地域の医療を確保する必要があります。

(1) 現状と問題点

- 令和2年4月1日現在における南郷地域の医療機関（歯科診療所を除く）は、町立南郷病院だけとなっています。
- 令和2年4月1日現在における町立南郷病院が標榜する診療科目は、内科、外科、小児科、眼科、整形外科の5つとなっており、小児科は週に1日のみ、眼科と整形外科は月にそれぞれ2日間のみ診療となっています。また、町内には産婦人科や精神科等を標榜する医療機関はなく、診療の多くを町外の医療機関に依存しています。
- 町立南郷病院への通院手段として利用できる町内の公共交通は、住民バス及びデマンドタクシーとなっています。しかし、小牛田地域からの通院では、限られた本数の住民バスとなっており、また、南郷地域の通院では、主にデマンドタクシーが利用されていますが、利用手続はその都度必要となるため、高齢者にとっては、利用しにくいと感じている方もいます。
- 令和2年4月1日現在における町立南郷病院の病床機能は、急性期となっており、病床数は一般病床50床となっていますが、大崎・栗原医療圏内の病床機能は、現状のまま推移したとき、回復期と慢性期が将来不足すると予想されています。

(2) その対策

- 医師や看護師の安定的な確保に努めるとともに、町立南郷病院における標榜科目維持のため、引き続き東北大学病院等へ医師派遣要請を行っていきます。
- 町内及び近隣市町の医療機関並びに近隣市町間の連携を強化して、地域医療圏域全体の体制の整備を進めていきます。
- 介護老人保健施設等との連携を進め、地域住民に求められている医療提供体制を構築します。
- 利用しやすい公共交通を維持し、通院しやすい環境を整備します。

- 地域医療構想会議での積極的議論により、地域の実情をしっかりと把握して、対応可能な病床機能の検討を行います。

分野別目標	(令和2年度)	(令和7年度)
●病床利用率	63.4%	⇒ 73.0%

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	南郷病院施設運営支援事業：南郷病院運営の支援	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	南郷病院施設整備事業：医療施設、設備等の維持修繕	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(8)に記載のとおり総合管理計画に基づいて実施するものとします。

9 教育の振興

児童生徒が等しく安心して学校生活を送り、学校での様々な活動を享受できる教育環境を整えます。幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身に付け、自ら考え行動し、同時に人との支え合いを大切にし、ふるさとに誇りをもつ人間の育成を進めます。

南郷地域の教育施設の整備については、地域の過疎化や少子化の影響により、更なる児童生徒数の減少が予想されていることから、効果的・効率的な維持管理を行います。地域住民の生涯学習や活動の拠点となるコミュニティ施設やスポーツ施設については、魅力のある地域づくりに必要不可欠であることから計画的な修繕等を行います。

(1) 現状と問題点

- 子どもたちが、夢と希望を持ち、自分の将来について考えるためのキャリア教育の推進に努めていますが、より一層自分の将来のことを考える機会が必要です。
- 地域のつながりが希薄化しており家庭及び地域の教育力が低下しています。そのような中で、家庭を地域住民の力でサポートしていく環境づくりが課題となっています。
- 児童生徒が自分の住んでいるまちの伝統・文化、優れた芸術に触れる機会が必要と

されています。

- 南郷図書館において、貸出、調査相談等のカウンターサービスと資料収集、外部機関との連携・協力に取り組んでいますが、情報のデジタル化、近隣自治体の新館開館の影響もあり、本町の図書館の利用者数は、減少傾向にあります。今後は、継続した資料収集、提供を行いながら、利用者ニーズに合わせた図書館運営を行う必要があります。
- 人生を豊かにする学習活動や地域活性化に向けた学習を実践する場として、一層生涯学習環境の充実を図る必要があります。
- 子どもたちの人間関係の希薄化や社会参加活動の経験不足が指摘されています。このため、子どもたちを地域社会で見守り、育てるような環境の醸成が必要とされています。
- 近年、文化・スポーツ施設等の利用状況に大きな変化はありませんが、施設の経年劣化が進む一方で、将来、少子高齢化の進展により利用者の減少が見込まれています。今後は、計画的な修繕に努めながら、将来を見据えた施設の在り方を検討する必要があります。
- 家庭環境により、就学援助を必要とする家庭が存在しているため、継続した効果的な支援が必要です。
- 家庭環境等により、経済的な支援を要する家庭が存在しているため、奨学金制度を運用した援助を継続・拡大していく必要があります。
- 学校教育に特別な支援を必要とする子どもが増加しており、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに十分に教育を受けられるよう、一人一人の教育ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みづくりを進めることが課題です。
- 預かり保育を必要とする家庭が増加しています。このため、預かり保育のニーズに対応するためには、子育て支援と連携し、持続可能なサービスのあり方の方向性を検討することが必要です。
- 全ての児童生徒1人に1台の端末の整備等を行いました。今後、機器の更新費用、通信環境の確保、ICTを有効に活用していくための指導體制の確立が課題となります。
- 学校施設について、経年劣化が進行している状況であり、長寿命化計画を基とした計画的な修繕に努める必要があります。
- 新中学校の整備を進めています。新中学校開校に向けた準備を進め、開校を円滑に行うための準備が必要です。
- 児童生徒は、徒歩・自転車・スクールバスで通学している状況です。また、通学の際には、地域住民が児童生徒の見守りを行っている状況です。このような中で、通学等の安全確保が必要であり、通学路の点検等により危険個所の把握に努めています。

(2) その対策

- 家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力することで、家庭及び地域における教育力の向上を図ります。また、学校教育を一層充実させるために学校と地域の住民が一体となって取り組んでいく地域社会の形成に努めます。
- 児童生徒が、まちの伝統・文化、優れた芸術に触れる機会を通じて、その良さを継承し、発展させるための教育の充実に取り組みます。
- 図書館において、各世代のライフステージ、ライフスタイルにあった資料提供、利用サービスを行います。また、小中学校及び幼稚園と連携した読書環境の整備、県立図書館・県内公共図書館との連携を進めます。さらには、読み聞かせなどボランティアの育成、地域資料の充実に取り組みます。
- 身近な学習の場として利用できる生涯学習環境の充実を図り、多くの人が参加できるよう大学等と連携し調査等を行い、ニーズに即した学習活動を展開します。また、各種教室や講習会等を開催する際は、多くの人が参加できるよう周知方法を工夫します。
- 家庭、学校、地域社会及び関係団体が一体となって青少年の健全育成活動を展開します。
- 文化・スポーツ施設等については、いつでも誰でもが活動ができる環境づくりに努めながら、長寿命化計画を基に適正な維持管理に努めます。また、文化・スポーツ活動を推進するために、学校体育施設の開放を引き続き行います。
- 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助及び特別支援教育就学奨励の取組として、学用品費等の援助を行います。
- 奨学金の償還管理を徹底し新たな貸付件数の確保に努めるとともに、様々な奨学金制度の周知を行います。
- 教育委員会、学校及び保護者の連携を強化し、不登校の児童生徒の指導・相談体制を確立するとともに、学びの場を確保します。
- 教育環境の充実を図るため、引き続き、必要な人員を配置し、教職員の指導体制の強化と教師の資質向上を支援します。
- 預かり保育のニーズに対応できる幼保連携の環境づくりを目指します。
- 国及び県の動向を注視し、財源確保に努め、学校と連携を図りながら、ICT教育の環境の充実を図ります。
- 施設の管理・修繕について、長寿命化の視点から計画的な施設管理、予防保全に努めます。
- 新中学校の令和7年4月開校を目指し、工事等を着実に進めます。また、教育委員会において、新中学校開校準備委員会を設置し、開校に向けた準備を進めます。
- スクールバスの運行については、安全な運行形態を構築します。また、徒歩通学の

児童生徒の安全を確保するため地域住民との連携・協力を進めます。

分野別目標	(平成30年度)	(令和7年度)
●満足度 ※南郷地域	なし ⇒	前年度実績値以上 令和3年基準値設定

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(2) 幼稚園	なんごう幼稚園施設改修	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 (集会施設)	南郷地域コミュニティ施設改修工事	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 (体育施設)	南郷テニスコート改修工事	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 (体育施設)	南郷地域スポーツ施設改修工事	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 (体育施設)	野外活動施設等改修工事	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	南郷地域教育施設環境改善計画策定業務：教育施設を適切に維持管理するための改善計画策定等	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(8)に記載のとおり総合管理計画に基づいて実施するものとします。

10 集落の整備

南郷地域には22の行政区が存在し、それぞれ独自の活動が行われていますが、過疎化の進展により活動の縮小が懸念されています。町は、引き続き魅力のある独自の地域づくり活動を支援し、地域住民の参画を促し過疎地域の持続的発展を図ります。

(1) 現状と問題点

- 中学校の再編が予定されていることから、再編後の新たな地域づくり、まちづくりについて検討していかなければなりません。
- 全ての行政区で、地域の特色を生かした地域づくり事業が行われています。このため、各地域における活動内容についての情報交換を行う機会を提供するとともに、

研修会等を開催するなど、地域活動を担う人材を育成する取組が必要です。

- 一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用して、行政区における集会施設や備品等の整備を支援してきましたが、一方で、一部の地域では集会施設の今後の維持が難しくなっています。
- 地域活動を担う人材が不足しています。

(2) その対策

- 本町に「住んでみたい」、「住んでよかった」と思われるような住み良い環境づくりを進めます。
- 地域が取り組む活動について、地域間相互の情報交換、研修等を支援します。
- 地域の集会所等の施設整備と施設修繕を支援します。
- 地域の特色ある活動の継続とリーダーとなる人材の育成を支援します。
- 南郷地域の拠点となるコミュニティ施設等を計画的に整備する必要があります。

分野別目標	(平成30年度)	(令和7年度)
●地域づくり支援事業への住民の参加者数 ※南郷地域	4,611人	⇒ 4,480人

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業(集落整備)	地域づくり支援事業：南郷地域における地域づくり活動への支援	町・行政区等	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(8)に記載のとおり総合管理計画に基づいて実施するものとします。

1.1 地域文化の振興等

地域に根ざした文化イベント等の開催を支援し、地域文化の継承と多様な文化芸術活動の拡充を図り、地域内外の交流を促進します。

(1) 現状と問題点

- 児童生徒が自分の住んでいるまちの伝統・文化、優れた芸術に触れる機会が必要と

されています。

(2) その対策

- 児童生徒が、まちの伝統・文化、優れた芸術に触れる機会を通じて、その良さを継承し、発展させるための教育の充実に取り組みます。
- 本町が持つ農村地域の風土や文化、歴史を広めます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等 （その他）	十王山公園等環境整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業（地域文化振 興）	郷土資料館運営事業：歴史資料及びその他 郷土の歴史に関する資料の収集、保管及び 活用	町	

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

公共施設等における再生可能エネルギーの利用を推進し、温室効果ガスの排出量の抑制に努めます。

(1) 現状と問題点

- 地球温暖化対策への取組が求められています。このため、温暖化対策に向けた様々な取組を行うとともに、再生可能エネルギー等に関する学習を進めることが必要です。

(2) その対策

- 地球温暖化対策及び環境教育に努めます。
- 非常時の電源の確保に向けた取組として、再生可能エネルギーを活用した電力自給といった太陽光発電による自立型の電力確保に努めます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネ ルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー 利用施設	公共施設等二酸化炭素削減・エネルギー利 用効率向上対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(8)に記載のとおり総合管理計画に基づいて実施するものとします。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

前述した各種対策のほか、町有未利用地や地域におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)の活用など、南郷地域の活性化に向けた各種施策を検討し取り組んでいきます。

(1) 現状と問題点

- 人口減少等により、地域の賑わいが不足しています。
- 地域活動を担う人材が不足しています。

(2) その対策

- 南郷地域の活性化策として、まちのPR事業や後継者対策イベント等、地域おこし協力隊の活用等を実施していきます。
- 地域においてリーダーとなる人材を育て、地域の特色ある活動を継続・発展させていきます。
- 南郷地域への若者の移住や定住を図るため、若者向け定住促進事業を検討していきます。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項	(3) その他	南郷地域活性化事業	町	

◎ 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

本計画に記載した事業計画のうち、過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）を抽出して掲載しております。これらの事業については、その推進によって将来過疎地域の持続的発展に大きく寄与するものと見込まれます。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	定住促進奨励事業	町	南郷地域への移住定住者に対する各種支援制度や空き家バンク等の充実を図り、人口減少の抑制に繋げる。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (地域間交流)	ふるさと応援寄付金事業	町	ふるさと応援寄付金事業における新たな返礼品の拡充等により、地域産業の振興を図りながら関係人口等の獲得に繋げる。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	園芸生産組織育成事業	町	J A 新みやぎ南郷園芸生産協議会への支援を行うことにより、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図り、産業の振興に繋げる。
		認定農業者連絡協議会事業	町	認定農業者連絡協議会への支援を行うことにより、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図り、産業の振興に繋げる。
		資金利子補給事業	県、町、農協	農協が農業者に行う資金融資に対する利子補給を行うことにより、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図り、産業の振興に繋げる。
		集落営農組織の法人化 ショートコンサル事業	町	集落営農組織の法人化等に向けた取組を支援することにより、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図り、産業の振興に繋げる。
		有害鳥獣駆除対策事業	町	鳥獣被害対策実施隊による鳥獣被害対策を実施することにより、魅力ある農業を展開する上で必要な生産環境を確保し、産業の振興に繋げる。
		みやぎの水田農業改革支援事業	町	転作の定着・拡大促進を目的とした機械導入等の支援により、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図り、産業の振興に繋げる。
		宮城県青果物価格安定補償事業	町	青果物の価格が下がった場合の補給金の交付により、魅力ある農業の展開を図り、産業の振興に繋げる。
		人・農地プラン推進事業	町	地域の合意形成及び農地の利用集積推進の取組に対する支援により、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図り、産業の振興に繋げる。

農作物産地形成促進事業	町	水田を活用した土地利用型野菜の生産に対する支援により、農地の高度利用による産地の形成を促進し担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図り、産業の振興に繋げる。
環境保全型農業支援事業	町	農薬や化学肥料の低減及び消費者ニーズに応じた農業を推進するための環境保全型農業に係る取組の支援により、魅力ある農業の展開を図り、産業の振興に繋げる。
園芸特産重点強化整備事業	町	国の指定産地及び県の振興品目の生産拡大推進のための園芸施設及び機械の導入支援により、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図り、産業の振興に繋げる。
大崎地域世界農業遺産推進事業	推進協議会	農業が育む文化、生物多様性、農村景観等の保全を通じた地域内産物への付加価値創出の取組を行う大崎地域世界農業遺産推進協議会の運営を支援し、地域産業の発展に寄与すると共に産業の振興に繋げる。
畜産組織育成事業	町	各畜産組織の活動を支援し、畜産経営の安定化を図り、産業の振興に繋げる。
繁殖・肥育牛導入支援事業	町	優良な繁殖牛及び肥育素牛の導入支援により、畜産経営の安定化を図り、産業の振興に繋げる。
農地・水保全管理対策事業	町、保全組合	地域における保全活動を支援することにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図り、産業の振興に繋げる。
県営ほ場整備事業	県、町	県が実施する生産基盤整備事業への一部負担を行うことにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図り、産業の振興に繋げる。
農業経営高度化支援事業	土地改良区	農地利用集積のための調整・推進活動の実施やブロックローテーションの設定等を行う土地改良区を支援することにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図り、産業の振興に繋げる。
国営かんがい排水事業	国、町	涌谷西排水機場の建設及び維持管理経費の一部を負担することにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図り、産業の振興に繋げる。
国営基幹水利施設管理事業	国、町	国営基幹水利施設の維持管理経費の一部を負担することにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図り、産業の振興に繋げる。
国営造成施設管理体制整備促進事業	国、町	国営造成施設の維持管理経費の一部を負担することにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図り、産業の振興に繋げる。

	県営基幹水利施設管理事業	県、町	県営基幹水利施設の維持管理経費の一部を負担することにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図り、産業の振興に繋げる。
	団体営土地改良施設管理事業	町、土地改良区	土地改良施設の維持管理経費の一部を負担することにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図り、産業の振興に繋げる。
	農村婦人の家施設管理	町	地域組織に施設の管理運営を委託し、地域社会生活の充実、農村生活改善の推進等の資することにより、産業の振興に繋げる。
(10) 過疎地域持続的発展特別事業（商工業・6次産業化）	付加価値創出支援事業	町	町内農産物等の付加価値創出を目的とした商品開発や販路開拓に必要な知識や技術習得の支援により、魅力ある農業の展開を図り、産業の振興に繋げる。
	町内産小麦の流通安定化モデル事業	町	町内産小麦の加工・流通体制の構築に係る支援により、町内産小麦の生産の拡大及び安定化を促進し、魅力ある農業の展開を図り、産業の振興に繋げる。
	中小企業振興事業	町、金融機関	中小企業に対する振興資金融資あっせんや先端設備等の導入計画の認定により、円滑な設備投資及び資金融通を支援し、産業の振興に繋げる。
	商工振興事業	商工会	町内商工業者の育成及び経営改善を促進するため、遠田商工会等への支援を行うことにより、商工業の振興を図り、産業の振興に繋げる。
(10) 過疎地域持続的発展特別事業（企業誘致）	企業立地促進事業	町	企業への設備投資支援及び誘致活動を実施し、産業の振興に繋げる。
(10) 過疎地域持続的発展特別事業（観光）	観光物産振興事業	町、物産観光協会	観光資源の発掘や物産品の開発・販売促進、美里町物産観光協会等への支援により、町の物産・観光の振興を図り、産業の振興に繋げる。
	交流の森・交流館施設管理	町	施設の管理運営を行う指定管理者を指定しながら、町民の余暇活動、交流活動及び観光を推進し、もって町の文化と地域産業の振興を図る。
(10) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）	産業振興催事開催支援事業	町・実行委員会	物産品の販売促進、観光客の誘導促進及び地域資源を活用した住民参加型による産業振興催事を促進するため、実行委員会等への支援を行い、物産及び観光の振興を図る。
	シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センター	シルバー人材センターへの運営支援により、雇用の安定化及び就労機会の拡大を図り、産業の振興に繋げる。

		起業促進事業	町	起業サポートセンター「Kiribi」の運営やその他起業・創業に係るセミナー等の開催により、商工・サービス業の振興を図る。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業(公共交通)	公共交通確保維持事業	町	デマンドタクシー等公共交通の運行により、高齢者や自動車運転免許証を有しない交通弱者の移動手段を確保する。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	敬老事業	町	敬老式の開催、敬老祝金等の支給により、敬老思想の普及、高齢者が安心して暮らす地域社会の形成を図る。
		老人クラブ支援事業	町	老人クラブ活動への支援を行い、高齢者の生きがいづくりと健康維持のための社会活動と社会参加を促し、高齢者が安心して暮らせる地域社会の形成を図る。
		高齢者外出支援事業	町	歩行困難な高齢者を対象とした病院等への移送サービスを実施することにより、高齢者等の日常生活の維持に資する。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業(自治体病院)	南郷病院施設運営支援事業	町	南郷病院の運営を支援することにより、将来にわたって地域医療の確保を図る。
		南郷病院施設整備事業	町	南郷病院の施設、設備等の維持修繕に係る経費を一部負担し、将来にわたって地域医療の確保を図る。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	南郷地域教育施設環境改善計画策定業務	町	教育施設を適切に維持管理するため、改善計画の策定等により施設の長寿命化を図り、教育の振興に繋げる。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業(集落整備)	地域づくり支援事業	町・行政区等	南郷地域における地域づくり活動への支援により、魅力ある地域づくりに繋げる。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業(地域文化振興)	郷土資料館運営事業	町	歴史資料及びその他郷土の歴史に関する資料の収集、保管及び活用を行い、地域文化の振興に資する。